

2023年6月1日

事業者 各位

事業再構築補助金事務局

【補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置を受けた事業者への発注について】

お世話になっております。事業再構築補助金事務局でございます。

事業再構築補助金を所管する経済産業省のホームページにおいて、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置が行われた旨公表されております。事業再構築補助金も当該処分の対象ですので、今一度対象事業者のご確認をお願いいたします。

確認事項

- ・補助金対象経費に関して、処分対象事業者への新規発注契約はできません。発注された場合、当該経費につきましては補助金の支給はできかねます。
- ※補助金等交付停止期間及び指名停止期間前の発注契約については問題ありません。

なお、今後交付決定を受ける事業者様につきましては、対象事業者以外の事業者様から見積書を徴収いただきますようお願いいたします。

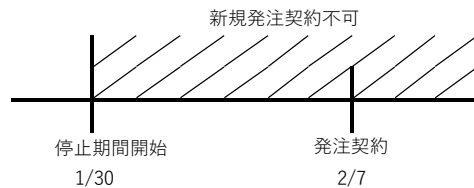
<経済産業省ホームページ>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230601003/20230601003.html>

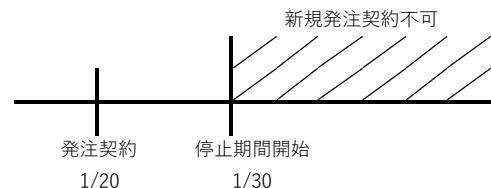
※情報は随時更新されますので、ご注意ください。

<イメージ図>

×認められないケース



○認められるケース



※記載している日付についてはあくまでイメージです。停止期間は事業者ごと異なりますので、ご確認をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記コールセンターまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】 事業再構築補助金 コールセンター

受付時間：9：00～18：00（日・祝日を除く）

電話番号：ナビダイヤル／0570-012-088

I P電話用／03-4216-4080